

15 . 検疫関係手数料（抜粋）

検疫法施行令（昭和 26 年政令第 377 号）
厚生労働省大阪検疫所（TEL 06-6571-3629）
令和 5 年 4 月 1 日現在

1 船舶の全部に対する衛生検査手数料 別表第二（第二条関係）

| | | |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 総トン数 500 トンまで | 1 船につき | 15,900 円 |
| 総トン数 1,000 トンまで | 〃 | 25,200 円 |
| 総トン数 5,000 トンまで | 〃 | 31,400 円 |
| 総トン数 10,000 トンまで | 〃 | 34,800 円 |
| 総トン数 50,000 トンまで | 〃 | 48,300 円 |
| 総トン数 50,000 トンを超過するとき | 〃 | 56,900 円 |
| | (貨物船にあつては | 48,300 円) |
| 証明書の交付 | 1 枚につき | 880 円 |

2 予防接種に関する手数料

黄熱ワクチンの接種料金及び証明書の交付については、大阪市立総合医療センター（TEL 06-6929-3634）へお問い合わせください。